

第二部 各 論

五 労使関係

(一) 労働組合組織の現況

(1) 労働組合の組織状況とその推移

三二年下期以降の景気後退およびそれに伴う組合活動の困難にもかかわらず、三二年七月以降一年間の組合組織は前年に引続き順調な増加を示した。すなわち労働組合基本調査による三三年六月末の単位労働組合(単位組合および単一組織下部の単位扱組合をそれぞれ一組合として取扱つたもの)についてこれを見ると、組合数は三七、八二三組合、組合員数は六八八万人であつて、前年同期に対して一、七三九組合(四・八%),二七万五千人(四・二%)の増加を示し、組合数、組合員数はともに戦後最高の数に達した。単一労働組合(単位組合および単一組織本部をそれぞれ一組合として取扱つたもの)についても同で、その組合数二〇、一三二、組合員数六九八万人はともにこの集計開始(二八年)以来の最高の数となつた(第一六四表参照)。このような組織の発展は、主としてこの一年間の新設組合数が解散組合数を上回つたこと、既設組合内においても組合員数の増大がみられたことなどの諸要因によるものであるが、情勢の変化に対応してこれら諸要因も前一年間とは異なる種類の動きを示した。

まずこれを新規設立についてみると、この一年間に新設された単位労働組合は三、一〇五組合、組合員数二六万三千人で、前年同期に比し三三組合の減少、組合員数は一万人の増加であつたが、組織変更、分裂等のいわゆる形式的新規設立を除いて未組織労働者の組織化による実質的意味の新規設立のみについてみると、二、三一六組合、一四万八千人となり、これは前年に比し一七四組合減、一万九千人減とそれぞれ減少を示している(第一六五表参照)。

第164表 年別労働組合数および組合員数

第164表 年別労働組合数および組合員数 (各年6月末)

年	組 合 数	組 合 員 数	対 前 年 増 減	
			組 合 数	組 合 員 数
22 年	組合 23,323	人 5,692,179	組合 11,316	人 2,011,162
23 年	33,926	6,677,427	10,603	985,248
24 年	34,688	6,655,483	762	△ 21,944
25 年	29,144	5,773,908	△ 5,544	△ 881,575
26 年	27,644	5,686,774	△ 1,500	△ 87,134
27 年	27,851	5,719,560	207	32,786
28 年	30,129 (18,228)	5,842,678 (5,927,079)	2,278 (—)	123,118 (—)
29 年	31,456 (18,127)	5,986,168 (6,075,746)	1,327 (△101)	143,490 (148,667)
30 年	32,012 (18,013)	6,166,348 (6,285,878)	556 (△114)	180,180 (210,132)
31 年	34,073 (18,935)	6,350,357 (6,463,118)	2,061 (922)	184,009 (177,240)
32 年	36,084 (19,297)	6,606,275 (6,762,601)	2,011 (362)	255,918 (299,483)
33 年	37,823 (20,132)	6,881,581 (6,984,032)	1,739 (835)	275,306 (221,431)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) () 内の組合数および組合員数は単一組織および単位組合をそれぞれ1組合として取扱った数による

2) △印は減少を示す

第165表 設立理由別新規設立単位労働組合数および組合員数

第165表 設立理由別新規設立単位労働組合数および組合員数

設 立 理 由	32 年		33 年	
	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数
合 計	組合 3,138	人 252,344	組合 3,105	人 262,777
実 質 的 新 設	計 2,490(100.0)	167,196(100.0)	2,316(100.0)	147,739(100.0)
労働条件の向上	1,164(46.8)	72,789(43.5)	1,096(47.3)	65,841(44.6)
労務管理に対する不満	137(5.5)	6,888(4.1)	101(4.4)	5,001(3.4)
人員整理に対する防衛	83(3.3)	3,187(1.9)	98(4.2)	5,756(3.9)
労働者の自覚によるもの	475(19.1)	29,089(17.4)	445(19.2)	32,382(21.9)
外部団体からの呼びかけ	369(14.8)	29,105(17.4)	332(14.3)	17,778(12.0)
企業の規模拡張にともなうもの(会社の新設を含む)	134(5.4)	16,333(9.8)	132(5.7)	11,856(8.0)
その他の	128(5.1)	9,805(5.9)	112(4.9)	9,125(6.2)
形式的な新設	計 648(100.0)	85,148(100.0)	789(100.0)	115,038(100.0)
組織変更(分裂を含まず)	540(83.3)	75,596(88.8)	600(76.0)	95,252(82.8)
組合の分裂によるもの	108(16.7)	9,552(11.2)	189(24.0)	19,786(17.2)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第166表 増加理由別組合員増加単位労働組合数および増加組合員数

第166表 増加理由別組合員増加単位労働組合数および増加組合員数

年	合 計		雇 用 の 増 大		不 明 そ の 他	
	組 合 数	組合員数	組 合 数	組合員数	組 合 数	組合員数
32 年	組合 7,548 (100.0)	人 312,007 (100.0)	組合 5,711 (75.7)	人 220,625 (70.7)	組合 1,837 (24.3)	人 91,382 (29.3)
33 年	組合 7,183 (100.0)	人 288,811 (100.0)	組合 5,216 (72.6)	人 182,322 (63.1)	組合 1,967 (27.4)	人 106,489 (36.9)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 前年の組合員数と比較して10%以上または50人以上の増加(減少)があった組合についてのみ集計したものである。

第167表 組合員の減少理由別組合員減少単位労働組合数および減少組合員数

第167表 組合員の減少理由別組合員減少単位労働組合数および減少組合員数

年	合 計		雇 用 の 減 少		不 明 そ の 他	
	組 合 数	組合員数	組 合 数	組合員数	組 合 数	組合員数
32 年	組合 4,814 (100.0)	人 132,821 (100.0)	組合 2,330 (48.4)	人 61,926 (46.6)	組合 2,484 (51.6)	人 70,895 (53.4)
33 年	組合 4,908 (100.0)	人 194,416 (100.0)	組合 2,550 (52.0)	人 103,593 (53.3)	組合 2,358 (48.0)	人 90,823 (46.7)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 第166表(注)参照

設立理由別には、「人員整理に対する防衛」による新規設立が前年に比してわずかながらも増加した反面、それ以外の理由による新規設立は大幅に減少している。なお、中小企業労働者の組織化はあまり進展しなかった。また、経済基調の変化もあつて既設組合の組合員数増加も停滞傾向を示している。すなわち組合員数が増加した組合数およびそれらの組合における増加組合員数はともに前年に比してかなり大きく減少しており、反面組合員数が減少した組合数およびそれらの組合における減少組合員数はともに前年に比してかなりの増加となつている(第一六六表、第一六七表参照)。これは主として雇用増加による組合員数増加の程度が少なくなり、他方雇用減少による組合員数減少の程度が増えたためである。

これに反し、解散した単文労働組合は二、一三六組合、その組合員数は一七万二千人であつて、前年の解散数に対して四一五組合、一万四千人の減少を示した。またこのうち組織変更、分裂による解散を除いた実質的意味の解散(一、四〇三組合、七万四千人)も前年に比し一九二組合、一万六千人の減少を示している(第一六八表参照)。解散理由別には「財政不如意」、「組合無用論」等のわずかな増加を除いては殆んどどの項目で減少しており、この一年間の解散が好況期にあつた前年よりもさらに減少したということからみて、これは組合の組織基盤が固まつてきたことによるものではないかと思われる。

第168表 解散理由別解散単位労働組合数および組合員数

第168表 解散理由別解散単位労働組合数および組合員数

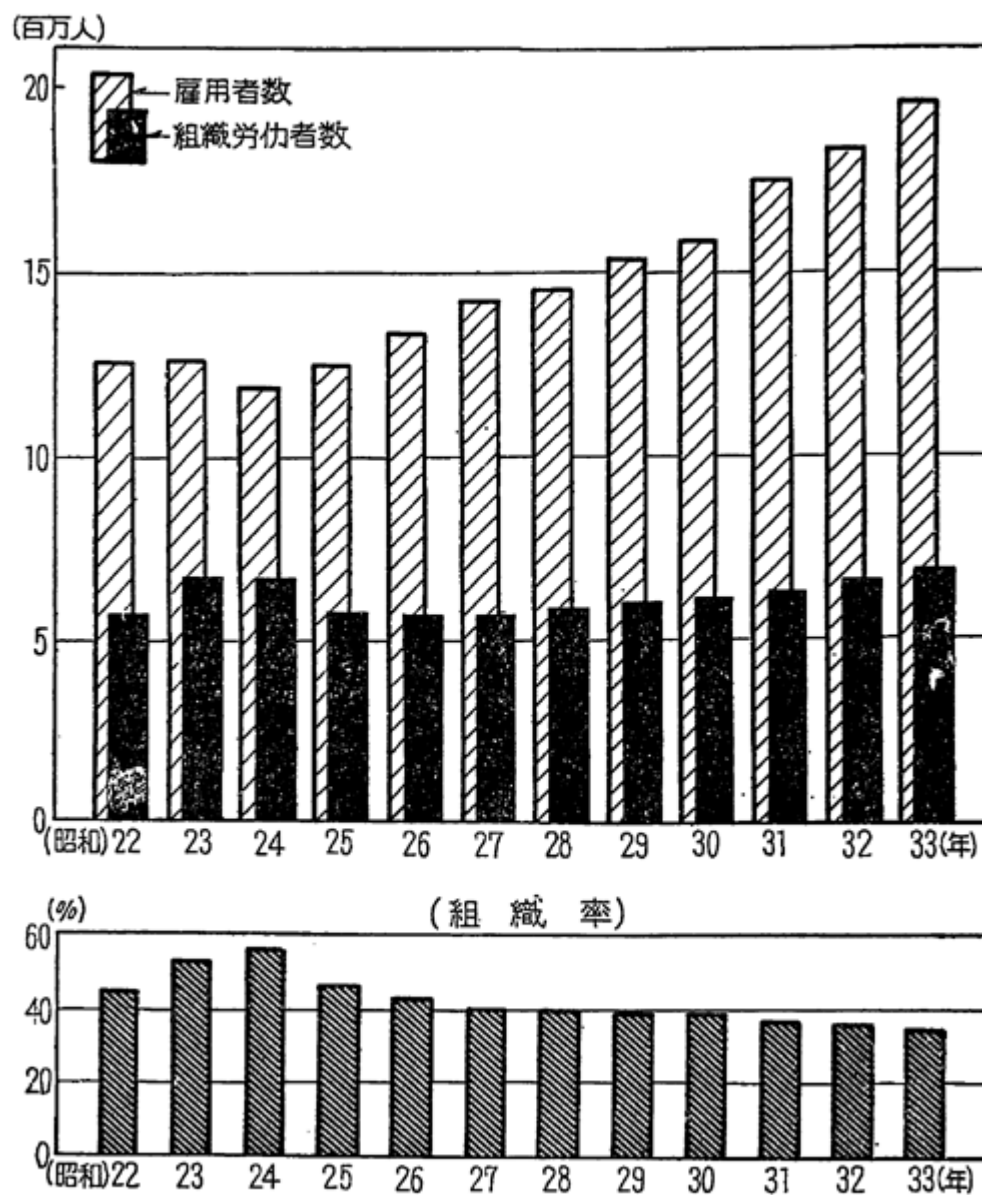
解 散 理 由		32 年		33 年	
		組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数
合 計		組合 2,551	人 186,570	組合 2,136	人 172,249
実 質 的 解 散	小 計	1,595(100.0)	89,999(100.0)	1,403(100.0)	73,536(100.0)
	事業所の休業 止および縮小	506(31.7)	37,123(41.2)	499(35.6)	30,875(42.0)
	自然消滅	484(30.4)	23,368(26.0)	464(33.1)	20,746(28.2)
	指導者の欠除	193(12.1)	6,897(7.6)	148(10.5)	4,690(6.4)
	財政不如意	12(0.8)	880(1.0)	17(1.2)	1,440(2.0)
	組合内の紛争	21(1.3)	2,061(2.3)	15(1.1)	802(1.1)
	組合無用論	109(6.8)	5,113(5.7)	112(8.0)	4,688(6.4)
	そ の 他	270(16.9)	14,562(16.2)	148(10.5)	10,295(14.0)
	形式 的 解 散	956(100.0)	96,571(100.0)	733(100.0)	98,713(100.0)
形式 的 解 散	組織変更(分 裂を含まず)	941(98.4)	94,467(97.8)	707(96.5)	95,583(96.8)
	分 裂	15(1.6)	2,104(2.2)	26(3.5)	3,130(3.2)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

以上のごとく、組合組織は、全体としては順調な発展をしたが、他方組織労働者が雇用者中にしめる割合(推定組織率)は三五・七%で前年の比率に対して一・三ポイントの低下を示した。組織労働者数の増加にもかかわらず組織率が低下したのは、製造業、卸売小売業等の中小企業でこの一年間に未組織労働者の雇用量が大きく増加したことによるものである。なお推定組織率を産業別にみると・鉱業(八二・九%)が最も高く、以下運輸通信・電気・ガス・水道業、公務、製造業の順でこれに次いでおり、前年にくらべれば製造業、卸小売・金融保険・不動産業、漁業・水産養殖業等で低下がみられた(第三八図、第三九図参照)。

第38図 年別雇用者数および単位労働組合員数

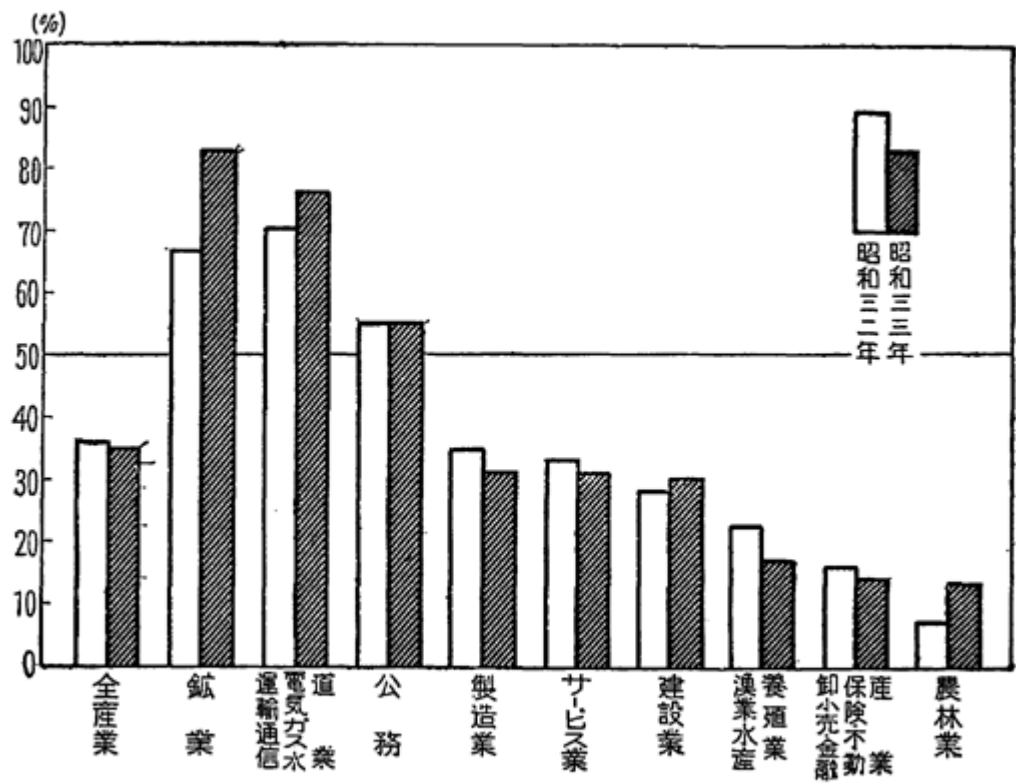
第38図 年別雇用者数および単位労働組合員数



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第39図 産業別推定組織率

第39図 産業別推定組織率



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第二部 各論

五 労使関係

(一) 労働組合組織の現況

(2) 組織労働者の分布

つぎに組織労働者の分布状況をみると、まず産業別には製造業が組織労働者総数の三二・〇%をしめて最も多く、これにつぐのは運輸通信業の一九・九%、サービス業の一四・六%等であり(第一六九表参照)、前年同期に対しては製造業、運輸通信業、公務等がその順位で大きな増加を示した。製造業の中では繊維工業において不況による雇用減少に伴い組合員数が大幅に減少した反面、その減少数を上回る大きな増加が、電気機器、機械、輸送用機器、鉄鋼等においてみられた。また運輸通信業では通信業、道路旅客業等での増加、公務では地方自治団体関係労組の増加がそれぞれ中心をなしている。なお組合員数が減少した産業はサービス業、漁業・水産養殖業等であつた。

第169表 産業別単位労働組合数および組合員数

第169表 産業別単位労働組合数および組合員数 (33年6月末)					
産 業	組 合 数		組 合 員 数		
	組合	%	人	%	
全 産 業	37,823	100.0	6,881,581	100.0	
農 業	106	0.3	4,427	0.1	
林 業 狩 猟 業	456	1.2	70,233	1.0	
漁 業、水産養殖業	131	0.3	32,995	0.5	
鉱 業	1,130	3.0	381,518	5.5	
建 設 業	2,283	6.0	415,135	6.0	
製 造 業	11,004	29.1	2,201,307	32.0	
卸 売 業、小 売 業	1,683	4.4	180,094	2.6	
金 融 保 険 業	2,342	6.2	333,268	4.8	
不 動 産 業	33	0.1	4,950	0.1	
運 輸 通 信 業	7,538	19.9	1,368,810	19.9	
電気、ガス、水道業	898	2.4	186,896	2.7	
サ ー ビ ス 業	6,025	15.9	1,001,920	14.6	
公 務	4,153	11.0	684,093	9.9	
分 類 不 能 の 産 業	41	0.1	15,935	0.2	

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

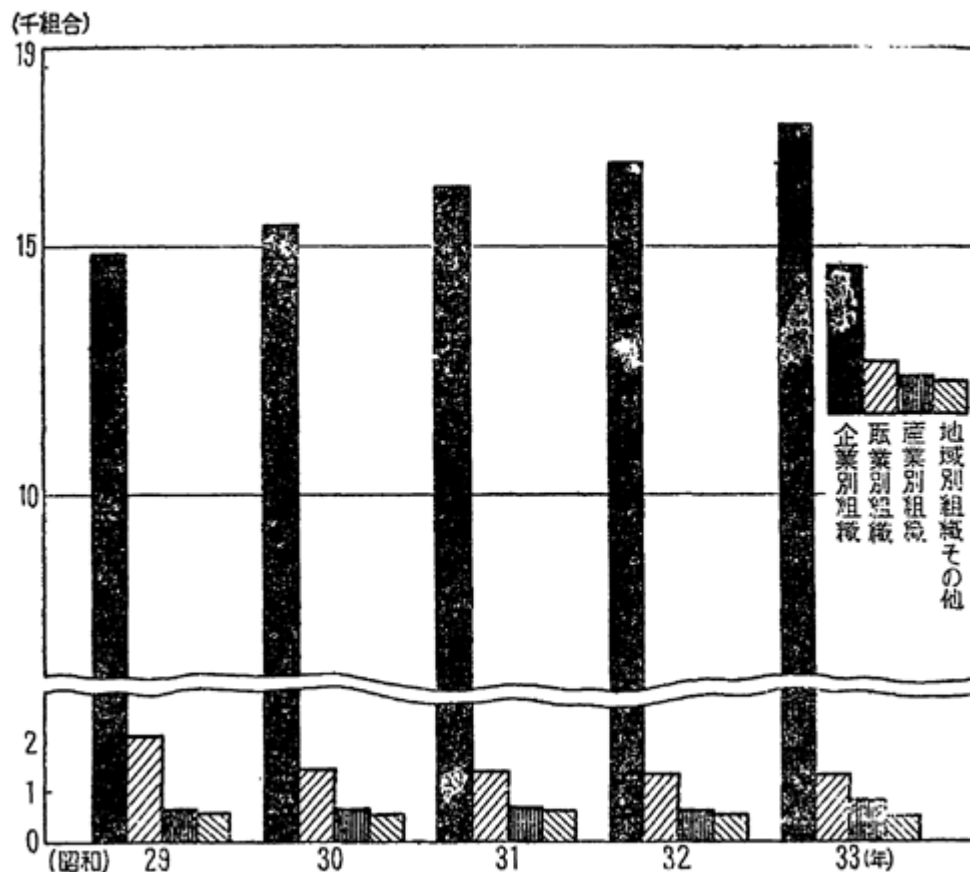
男女別組合員数では男女ともに増加はしたが、製造業、とくにそのうちの繊維工業において操短に伴つて組合員数の減少があつたことの影響をうけて女子は増加の程度が少なかつた。そのため男女組合員比率は(男女計を一〇〇・〇%として)七五・四%対二四・六%となつて前年より男子の比率が〇・一ポイントと僅かながら高くなつた。

なお単一労働組合を組織別にみると、わが国組合の特質とされる企業別組織が一七,四四一組合、全体の八

六・六%で圧倒的な比重をしめているが、なお対前年七四八組合増、0・一ポイント増と実数、構成比率とも増加なしめし、産業別組織も数は少ないが八一九組合(四・一%)で、対前年一五一組合(〇・六ポイント)増と順調に増加した。しかし職業別組織および地域別組織はともに減少ないし伸び悩みの状態であつた(第四〇図参照)。組合の規模別分布ではその構成は前年と殆んど変化なく、組合員規模一九九人以下の中小規模組合が前年と同率の七八・八%で依然組合の大部分をしめている。また適用法規別にみた分布では国家公務員法適用の組合数、組合員数が若干減少したことのほか、他の法規適用の組合数、組合員数はともに増加した。

第40図 年および組織別単一労働組合数

第40図 年および組織別単一労働組合数



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第二部 各論

五 労使関係

(一) 労働組合組織の現況

(3) 組合費と労働協約締結状況

組合活動の経済的基礎となる組合費は、組合員一人当り月額二一九円で、平均給与額(毎月勤労統計による六月分「きまつて支給する給与」)に対する比率は一・二五%であつた。この額および比率は単位労働組合員について算出したものであるが、これを二八年(注)と比べると、一人当り月額が五四円の増加、平均給与額に対する比率は〇・一ポイントの上昇となる。もつとも額の増加はその後の貨幣価値の変動等を考慮すれば、そのまま恒常的組合収入の実質的な増加となつていとはいいい難いが、幾分かは組合財政も豊かになつたものとみることにはできるであろう。なお一人当り平均組合費が比較的高い産業は鉱業、運輸通信業等であり、低い産業は建設業、漁業・水養殖産業等である(第一七〇表参照)。

第170表 産業別単位労働組合員1人当り平均組合費

第170表 産業別単位労働組合員1人当り 平均組合費 (33年6月分)		
産 業	組合員1人 当り平均組 合費	1人当り組 合費の平均 給与額に対 する比率
	円	%
全 産 業	219	1.25
農 業	140	—
林 業、狩 猟 業	213	—
漁業、水産養殖業	84	—
鉱 業	411	2.15
建 設 業	80	0.50
製 造 業	227	1.40
卸売業、小売業	168	1.02
金 融、保 険 業	200	0.91
不 動 産 業	124	0.59
運 輸 通 信 業	254	1.25
電気、ガス、水道業	247	0.95
サ ー ビ ス 業	194	—
公 務	159	—
分類不能の産業	81	—

資料出所 労働省「労働組合基本調査」
(注) 1人平均給与額は毎月勤労統計6月分「きまつて支給する給与額」による

つぎに組合活動の結果として締結した労働協約の適用状況をみると、適用をうける単位労働組合数が一九、三〇二組合、組合員数が四二三万人で、締結率は六四・三%、適用率は七八・一%’であつた(第一七一表参

照)。このうち適用率は前年に比べて〇・四ポイントの上昇であるが、締結率は上部協約の適用をうける組合数が前年に比し伸びなやんだために〇・一ポイント増と横ばいに近い状態にとどまつた。また労働協約の適用を、労働基準法(第一八条二項,第二四条一項,第三六条および第三九条四項)にもとづく事項のみを規定したものを除く、本来の意味の協約に限定してみると、その締結率は五七・七%,適用率は七二・一%で、適用率は前年と同率を維持しえたものの、締結率は〇・二ポイント減と前年よりかえつて低下をさえ示すに至っている。これらのことからみると労働協約の締結に関しては、組合活動の困難をも反映して本年は順調な進展を示さなかつたものとみることができよう。

しかし、労働協約の規定にもとづく常設的労使交渉協議機関を有する組合は増加し、機関の種類別にみると前年と異なり、労働条件、苦情紛争処理、生産に関する各機関を有する組合のいずれもがそれぞれ増加している。

(注)三三年の組合費は単位労働組合を集計単位として計算されたものであるが、三二年以前二九年までは、三三年と集計基礎を異に組合数および組合員数し単一労働組合を集計単位として計算されている。したがつて三三年と三二年以前二九年までとは直接比較することはできない。

第171表 労働協約の適用をうける単位労働

第171表 労働協約の適用をうける単位労働
組合数および組合員数

年	適用を うける 組合数	締結率	適用をうける 組 合 員 数	適用率
	組合	%	人	%
29年	14,226	60.7	3,506,961	73.7
30年	16,182	64.9	3,797,573	78.1
31年	17,095	63.7	3,856,436	77.1
32年	18,370	64.2	4,042,317	77.7
33年	19,302	64.3	4,231,965	78.1

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注)

- 1) 締結率 = $\frac{\text{協約の適用をうける組合数}}{\text{協約締結可能な総組合数}} \times 100$
- 2) 適用率 = $\frac{\text{協約の適用をうける組合員数}}{\text{協約締結可能な総組合員数}} \times 100$
- 3) 協約締結可能な組合数および組合員数とは労組法、公労法および地公労法が適用になる組合数と組合員数であり、国家公務員法および地方公務員法の適用をうけるものは含まれていない

第二部 各論
五 労使関係
（一）労働組合組織の現況
（4）連合団体の組織状況

連合団体の組織状況をみると、総評、全労等の全国的中央組織に加入している組合員数は四三八万人、組織労働者総数の六二・八％で、この数は年年増加し、本年は前年同期に対して一四万六千人、比率で〇・一ポイントの増加を示した。中央組織は総評、全労および新産別の三団体で、二一年八月に結成された産別会議は三年二月に解散した。

これらの中央組織の組織状況をみると、まず総評は加入組合員数三五五万人、組織労働者総数の五〇・八％をしめ、このうち、官公庁関係組合の組合員数は二二四万人で、総評全体としては前年より一四万人の増加であつた。

この増加は全国印刷出版産業労組連合会、全国旅客自動車労組連合会、全国税関労組の新規加入、全日本自治団体労組、全国金属労組、全日本自由労組、日本私鉄労組連合会、全農林省労組、日本教職員組合等での組織の増大によるものである。全労は八〇万人で前年より一万四千人増加した。この増加は関西電力労組の新規加入および総同盟の組織増大によるものであるが、増加数が僅少にとどまつたのは全国繊維産業労組同盟、日本駐留軍労組等のごとく操短や人員整理等による大幅な組織縮減が行われた組合があつたことによる。また新産別は四万一千人、対前年三千人の増加であるが、これは傘下单産の組織増大によるものである。

第172表 加入主要団体別組合員数

第172表 加入主要団体別組合員数			
主 要 団 体	32年 6 月 末		(33年 6 月 末) ～ (32年 6 月 末)
	人	%	人
合 計	6,762,601	(100.0)	6,984,032(100.0)
日本労働組合総評議会	3,410,228	(50.5)	3,548,921(50.8)
全日本労働組合会議	782,459	(11.6)	796,455(11.4)
日本労働組合総同盟	256,297	(3.8)	273,270(3.9)
そ の 他	529,091	(7.8)	524,885(7.5)
全国産業別労働組合連合 (全日本産業別労働組 合会議)	37,933	(0.6)	41,214(0.6)
以上の団体に加入しな い全国組合	12,540	(0.2)	—(—)
そ の 他 の 組 合	1,029,011	(15.2)	1,027,143(14.7)
	1,554,275	(23.0)	1,652,773(23.7)
			98,498

資料出所 労働省「労働組合基本調査」
(注) 1) 2以上の主要団体に加入している組合の組合員数は、それぞれの団体に重複集計してあるので、主要団体別の組合員数の合計は、合計欄の数と一致しない
2) 全日本産業別労働組合会議は33年2月に解散
3) △印は減少を示す

なお、右の三団体に加盟しないいわゆる中立系全国組織のうち、組織増大がみられたのは全日本電機機器労組連合会、全国土建労組総連合、全国電力労組連合会等であり、中小企業労組の結集体である全国一般合同労組協議会(七月に総評加入)、全日本中小企業労組総連合はいずれも伸び悩みの状況であつた(第一七二表参照)。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働組合の活動

(1) 組合活動の動向

三三年の組合活動は、大勢としては従来例と同じく、賃上げ等の経済的諸要求に政治的色彩の諸要求をからませた総評のいわゆるスケジュール闘争計画に指導されて、春季闘争から夏季手当闘争、秋季年末闘争へと推移していった。この間、三二年暮の非常事態宣言以降とみに熾烈化した日教組の勤務評定反対闘争、第三〇臨時国会に提案された警察官職務執行法改正案に反対して実施された総評、全労、新産別等を含む各労組の大規模な闘争、賃上げ要求に端を発しその後労働協約改訂反対闘争に移った長期かつ激烈な王子製紙争議等政治的ないしいわゆる権利闘争も実施されたが、スケジュール闘争は実際にはほとんど経済要求中心の争議に終り、しかも経済不況の折からこれに対する経営者側の態度も硬化し、概して長期化、深刻化の事態を生じ、その妥結額も前年の水準を下回ったものが多かった。また不況のもとで企業整備反対等の争議が、中小企業のみならず大企業組合においても年初以来はげしく闘われたことも、本年の労使関係にみられた一つの特色である。

このような情勢の推移のなかで開かれた総評(七月下旬)および全労(一〇月下旬)の三三年度定期大会における運動方針の主なものについてみると、全体を通じてそれぞれ従来からの基本的考え方ないし傾向にはかわりなく、依然両者の間には明確な対立の溝が示された。まず総評の運動方針は、賃上げについては不況の犠牲が労働者階級にシワよせされるのを排除するため、積極的な賃上げ闘争が必要であるとして、従来同様最重点闘争に大幅賃上げをかけたが、同時に賃金体系、賃金配分の問題も重視し、賃上げとすりかえに賃金形態を改悪されないよう強調し、このなかでは新たに同一労働同一賃金への指向を打出すとともに、昇給制度について制度自体については今直ちに廃止させるということではなく、その金額、配分などについて組合の要求がとり入れられるよう努力するとの方針を示し、さらに生産性向上問題について今回の不況は生産性向上運動によつて進められた設備投資の過剰によるもので、同運動に反対している従来からの主張の正しさが実証されたものとして、これに対し労働時間短縮闘争、雇用増大闘争、人員整理反対闘争等をもつて対処することとし、最低賃金制については、三三年初頭国会に提出されるに至った政府の最低賃金法案は低賃金を固定化するものとして全面的に反対し、全産業一律方式を従来どおり強く主張したことが注目される。これに対して全労は、不況下の労働運動は第一義的に雇用の安定、確保をはかるべきであるとし、賃上げの必要性を認めつつも、企業と組織の実態を軽視した機械的指導方針を排し、また職務給制度等を通ずる同一労働同一賃金への漸進的移行、定期昇給制度の従来どおりの是認の態度を主張し、さらに生産性向上問題については、不況の原因は結局「正しい意味」の生産性向上が徹底していなかったところにあるとして、今後は雇用の拡大、労働条件の向上、労使間の協議制等を活用してゆくべきことを説き、最低賃金制についても政府の最低賃金法案に対し最低賃金審議会の権限強化による修正を主張するなど総評と対立する方針を決定した。

このような運動方針のうち、賃上げ闘争については主な闘争の過程をのべる際にふれることとして、生産性向上問題および最低賃金制の問題の活動結果をみると、生産性向上問題については総評はとくに労働時間短縮に重点をおき、時間短縮共同闘争委員会を設けて強力な推進をはかることを決定したが、結局は警職法改正阻止の活動などに終始して三三年中のみるべき成果をあげるに至らず、一方全労は三三年も総同盟などを中心に日本生産性本部に協力するとともに、九月以降全国労働組合生産性討論集会を各地において開催し、労使協議制と、団体交渉との関連、生産性向上にともなう雇用対策、生産性の測定・成果の配分問題、中小企業経営問題等につき注目すべき決定を行つた。また最低賃金制については政府案が第二八通常国会に上程されるにおよび、総評、全労、新産別、中立労連からなる「最低賃金制確立連絡会議」が二月に結成され、政府案に対する統一見解の作成まで漕ぎつけたが、結局総評、全労の意見の根本的対立により途中で解散

するに至り、その後総評は春季闘争中に時間外職場大会を行つたほか夏季、秋季年末闘争の基本目標に取上げはしたものの格別な動きがないままに終つた。なお初給賃金ないしは最低賃金に関する業者間協定は三三年に入つてますます増加して、三三年一年間に六九件が繊維、食料品、木材木製品、窯業土石製品等の業種において協定され、また最低賃金労使協定も滋賀県亜炭労連と日野炭蒙(株)ほか玉社との間に締結された労働協約の地域的拡張適用決定が、前年の高知県福生地区石灰労組の例について行われた。

つぎに三三年中に実施された主要な争議、なかでも総評のいわゆるスケジュール闘争にみられる組合活動の推移をみてみよう。まず春季闘争では、総評は三二年八月の定期大会以降周到な準備を進めたのち、具体的には三月百の第一次統一・行動から五月中旬の第八次統一行動にわたつて闘争を実施した。闘争の中心目標は賃上げ、最低賃金制制定のほか権利擁護の要求を追加するなど政治的色彩を濃厚にしたが、実際は前年同様賃金引上げを主とする経済要求中心の闘争に終始した。

賃金引上げについては、三二年一二月総評発表の賃金白書において、資本家は好況時に尤大な利益をあげているので不況下においてもその利益の一部を出させることによつて賃上げは可能であり、さらにこの賃上げや雇用増大によつて購買力を増大し不況の影響を制限すべきであるとの立場に立つたが、これは三三年一月に日経連が発表した資本蓄積の必要、ベースアップ抑制、合理的定期昇給確立の方針と真正面から対立するものであり、不況下にあつて争議の長期化、労使対決の様相を一層助長することとなつた。賃上げの妥結結果は、私鉄の幹旋案(昇給を含み一、〇〇〇円)がある程度春闘相場となつたが、経済不況を反映して全般的に前年の妥結額を二、三割下回り、と区に金鉱(約四〇〇円)、車労連(約八〇〇円)、全麦連(七六〇円)、公労協(約二〇〇円)などのように前年妥結額の五割以下にとどまつたものもみられ、また昇給、給与体系是正等の形による賃上げが普遍化した。

この春季闘争とそれにつづいて行われた衆議院議員総選挙闘争ののち、夏季手当要求の闘争が行われた。この闘争で総評は独占資本の矛盾が労働者階級にシワよせされるのをはねかえすため前年以上の実績確保を図るとの方針を決定したが、不況下にあつてしかも一時金要求という闘争の性格から、一部を除いてほとんど実力行使も行われないう平穏な闘争に終始した。妥結額は企業収益の悪化した業種と比較的順調な業種とでは前年の妥結額に対する増減にかなりの相違を示し、悪化した例としては非鉄金属、紙パルプ、繊維、海運、電線等が前年に対して約一〜二割下回り、順調な例としては私鉄、造船、電機、電力、新聞等が前年を約一割程度(なかでも電機は二〜三割)上回つた額でそれぞれ妥結している。

秋季年末闘争は、まえにのべた総評の定期大会の方針にもとづき、勤務評定反対、最低賃金制確立、賃上げ、労働時間短縮、首切り反対、権利擁護等の諸要求を統一要求として闘争をつみ重ね、翌年の春に実力行使の山を集中するとの構想のもとに、八月一五日の第一次統一行動から始められた。この闘争は当初勤評反対を中心として沈滞気味に推移していたが、一〇月初旬警職法改正案が国会に提出されるに及んで俄かに活発となり、一一月五日の統一行動日には総評、全労、新産別、中立系労組を含む大規模な実力行使に発展して、その参加人員は二七年のいわゆる労闘スト最高時の数を上回るに至つた。賃上げまたは年末手当闘争はこの警職法改正反対闘争とほぼ同時期に、あるいはその終了後に行われたが、賃上げ闘争は全日通、新聞労連、全石油の三単産が実施したにとどまり、しかも全日通はスト突入三時間後に中労委調停案九五〇円の線(三二年、一、二六〇円)で、新聞労連は傘下の共同労組が一時間の時限ストを行つたのみで二、〇〇〇円内外で、全石油は実力行使に入ることなく四〇〇円でそれぞれおおむね平穏に解決した。また年末手当闘争は大半が一月中旬に解決し、総評傘下では炭労、全専売などで若干長びいた程度にすぎず、全労傘下では全繊維紡が実力行使を行つたのみで大きな波乱もなく終結したその妥結状況は夏季手当の場合と同様に業績の良否によつて業種間に凹凸を生じ、悪化している非鉄金属、石炭、繊維、紙パルプ、化学、石油、セメント、鉄鋼、海運等はおおむね前年末並みもしくはこれを若干下回る額、比較的好調な電機、造船、車輛、陸運、電力、興行等はおおむね前年末を一割程度上回る額でそれぞれ妥結した。

なお、不況下にあつて本年は企業整備、人員整理反対の争議が年初以来多数発生し、大企業にあつても七月から九月にかけて鐘紡その他の繊維関係企業、日産化学、日本水素、小西六等の合成化学関係企業で賃下げ、一部工場閉鎖等の問題が起り、とくに合成化学関係では深刻な争議にまで発展した。結果としては希望退職募集、退職金増額、配置転換等の線で妥結し、あるいは事実上の賃下げ(鐘紡)を承認するなど労使の妥協でいづれも解決しているが、この中にあつて炭労が完全雇用の確保をめざす長期計画協定改訂闘争で、一一月末一斉にストに突入したが、おおむね現行協定の内容を維持する線で早期に解決をみたのは、三井鉱山の企業合理化等あとに問題を残すものがあるとはいえ、不況下における特異な解決結果として注目に価する。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働組合の活動

(2) 労働争議の状況

(イ) 労働争議の概況

前述のような組合活動の推移のもとで実施された三三年年間の労働争議は、労働争議統計によれば、総争議の総件数一、八六四件、その総参加人員数は六三六万人となつた。この件数は三二年を一八四件上回る戦後最高の数で、このような件数の増加は、経済基調の変化にともない、いわゆる積極的要求争議が減少した反面、消極的要求争議が多く発生したこと、警職法改正反対闘争が全労組の統一行動をもつて大規模に展開されたことなどによるものであり、一方、総参加人員数は三二年より二一〇万人の減少を示したが、これは、主として組合員数の多い公労協労組の争議が三二年ほど頻繁には実施されなかつた結果によるものであつた。

総争議を、争議行為を伴つた争議と伴わない争議に分けてみると、争議行為を伴つた争議は件数、行為参加人員数ともに三二年を上回り、件数では従来までの最高数、行為参加人員数も二三年につぐ数に達している。これは、後述の作業停止争議にみられる諸特徴とともに、労使関係の動向が政治的にも経済的にも対決の様相を強めたことを反映したものと思われる(第一七三表参照)。

この争議行為を伴つた争議のうち作業停止争議のみについてみると、件数は九〇三件、行為参加人員数は一二八万人、労働損失日数は六〇五万日であつたが、これは対前年七三件増、二八万人減、四〇万日増で、行為参加人員数の減少にもかかわらず、労働損失日数は増加を示している。このため行為参加人員一人あたりの労働損失日数は四・七日となり、対前年一・一日の増加をみせ、また千人率(雇用者千人あたりの作業停止労働損失日数)も三〇六日となつて、三一年より大幅に増加した三二年(三〇一日)をさらに上回つた。これは三三年の争議が前年に比し一般に長期化の傾向を示したことにもよるものであろう(第一七四表参照)。

第173表 年別労働争議件数および参加人員数

第173表 年別労働争議件数および参加人員数

年	総 争 議				争議行為を伴わない争議				争議行為を伴った争議			
	件 数		総 参 加 数		件 数		総 参 加 数		件 数		行 為 参 加 人 員 数	
	件	%	千人	%	件	%	千人	%	件	%	千人	%
29年	(1,247)	(100.0)	(2,635)	(100.0)	(552)	(44.3)	(1,089)	(41.3)	780	(62.6)	1,547	(58.7)
30年	(1,345)	(100.0)	(3,748)	(100.0)	(615)	(45.7)	(1,981)	(52.8)	809	(60.1)	1,767	(47.2)
31年	(1,330)	(100.0)	(3,372)	(100.0)	(591)	(44.4)	(1,767)	(52.4)	815	(61.3)	1,605	(47.6)
32年	1,680	100.0	8,464	100.0	681	40.5	1,754	20.7	999	59.5	2,345	27.7
	(1,674)	(100.0)	(5,263)	(100.0)	(780)	(46.6)	(2,918)	(55.4)	(999)	(59.7)	(2,345)	(44.6)
33年	1,864	100.0	6,362	100.0	617	33.1	1,276	20.1	1,247	66.9	2,537	39.9

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 31年以前の総争議および争議行為を伴わない争議の件数、総参加人員数は32年以降と集計基準が異なるのでそのまま比較できない。なお32年()内の数字は31年以前の集計基準により集計した結果である

第174表 年別作業停止労働争議件数、行為参加人員数および労働損失日数

第174表 年別作業停止労働争議件数、行為参加人員数および労働損失日数

年	件 数	行為参加 人員数	労 働 損 失 日 数			
			合 計	同盟罷業	工場閉鎖	工場閉鎖の合計 に対する比率
	件	千人	千日	千日	千円	%
29年	647	928	3,836	2,659	1,177	30.7
30年	659	1,033	3,467	3,307	160	4.6
31年	646	1,098	4,562	2,353	2,269	49.7
32年	830	1,557	5,652	5,561	128	2.3
33年	903	1,279	6,052	5,826	531	8.8

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 1 作業停止争議で同盟罷業と工場閉鎖の両者が同時に行われることがあるので、両者の労働損失日数の計は合計に一致しない

なお、同盟怠業は五五一件、行為参加人員数は一六八万人となつて、件数、行為参加人員数ともに三二年よりさらに大きな増加(戦後最高)を示したが、これは一〇月から一一月にかけての警職法改正反対闘争で時限スト、時間内職場大会などの大規模な実力行使が実施されたことに起因している。

つぎに三三年の争議のうち、とくにおもなものをとりあげてみると、まず二～四月に発生した春季の賃上げ争議は、争議行為を伴った争議で一八七件、行為参加人員数八二万人、その作業停止損失日数は四〇六万日に達し、三二年同時期の賃上げ争議の規模にくらべ件数、行為参加人員数では若干減少したものの損失日数では二・五倍といちじるしい増加ぶりを示し、年間総損失日数の六七修におよんだ。このうち、総評のいわゆる春季闘争に参加した各単産の争議については、闘争の主力であつた私鉄および炭労争議の長期化が主たる原因となつて、全般的に長期化するとともに激しい闘争が行われ、炭労が行為参加人員数一四万人、作業停止継続日数八一日、損失日数二六七万日におよぶ、二九年のいわゆる六三ストを上回る長期ストを実施したほか、私鉄総連が労連結成以来初の全面二四時間ストを含む四波にわたる統一闘争を実施し(行為参加人員数一〇万人、損失日数二五万日)、合化労連(同五万人、二五万日)、電機労連(同九万人、一五万日)などもそれぞれ組織結成以来最大の統一実力行使を行つた。

夏季一時金、秋季賃上げおよび年末一時金などの争議では、とくに激しい闘争はみられず、おもな争議としては夏季一時金関係で炭労の住友一社重点ストがあり(行為参加人員数八千人、損失日数一一万八千日)、また年末一時金関係では同じく炭労のストおよびこれに対する経営者側のロックアウト(同一〇万五千人、一一

万八千日),全織綿紡部会大手六社の実力行使(同三万一千人,二万二千日)などがあつた程度にすぎなかつた。

しかし,秋季年末の闘争の過程において発生した警職法改正反対闘争は,総評,全労,新産別および中立系の各労組の統一行動によつて,一一月五日の統一行動日を頂点に,行為参加人員数七二万人(うち四時間以上のスト行為参加人員数一七万人)におよぶ二四時間スト,時限スト,時間内職場大会などの大規模な闘争が展開され,その規模は二七年の労闘スト最盛時(行為参加人員数四九万人)をはるかに上回るものとなつた。

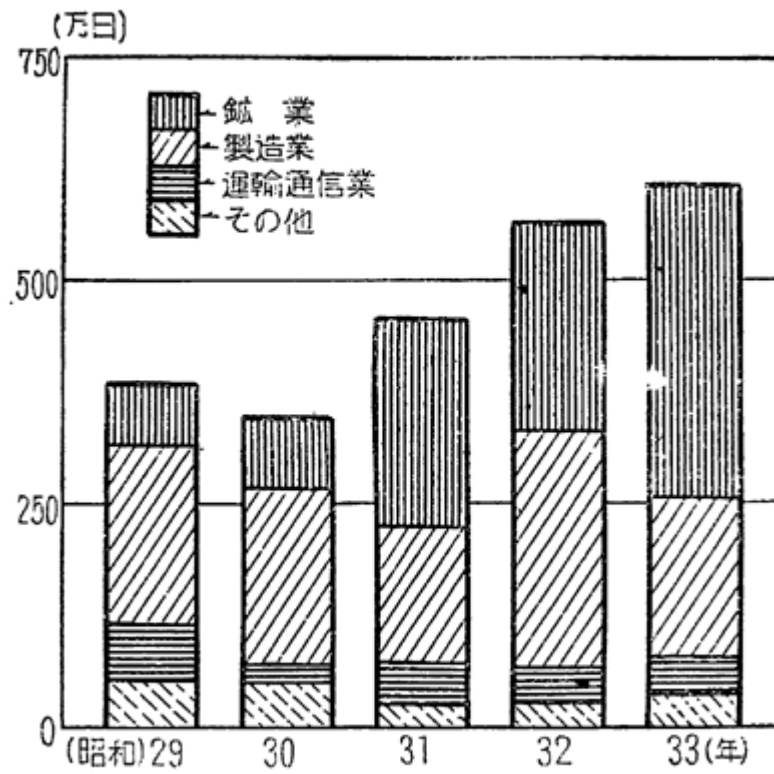
この警職法改正反対闘争のほか,三三年における特殊な争議として,不況に伴う一連の企業整備反対争議,日教組の勤務評定反対闘争および王子製紙の労働協約改訂等争議があげられるが,このうち,企業整備反対争議は,年間上期から八,九月にかけて多く発生しており,そのおもなものをみると,興国人絹パルプ(三月発生,行為参加人員数五千人,損失日数一〇万三千日),日産化学(七月発生,同五千人,一四万三千日),小西六写真(八月発生,同四千人,一七万五千日),日本水素(九月発生,同二千人,一万匹千日)などとなつているが,これらの争議の中には三ヵ月をこえる長期かつ深刻な逃走を行つたもののがかなり見うけられた。

また,日教組の勤務評定反対闘争では,組織結成以来といわれる一斉一〇割休暇闘争が,四月の東京をはじめ福岡(五月),和歌山(六月),高知(六,一〇～一二月),群馬(一〇月),などの各教組において実施されたほか,全国的に数次にわたつて正午授業打ち切りなどの統一行動が行われたが,この闘争ではとくに活発な世論の反響を呼び(行為参加人員数十六万一千人,うち休暇闘争参加人員数八万二千人),さらに,王子製紙の労働協約改訂等争議は,四月二四日争議発生以来一二月九日の闘争解除まで二三〇日(七月一八日の無期限スト突入以来では一四五日,作業停止日数一六〇日,損失日数四二万日)におよぶ長期闘争が行われ,この間,しばしは暴力行為など不祥事件の発生もあつて労使の激しい対立がみられた。

なお,年間の争議の産業別分布をみると,参加総人員数でもつとも多いのは前年同様運輸通信業(二五五万人),ついで製造業(一二八万人),鉱業(一一三万人)などの順となつており,また作業停止労働損失日数では炭労長期ストのあつた鉱業が対三二年一一四万日増の三四八万日(総損失日数の五八%)となつてもつとも多く,製造業(一八三万日),運輸通信業(三九万日)などがこれについている(第四一図参照)。

第41図 産業別作業停止労働損失日数

第41図 産業別作業停止労働損失日数



資料出所 労働省「労働争議統計」

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働組合の活動

(2) 労働争議の状況

(ロ) 要求事項別,規模別にみた争議の特徴

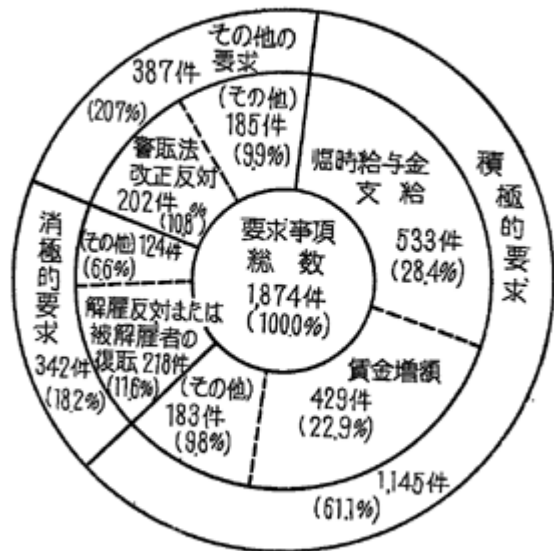
つぎに三三年に発生した争議を要求事項別にみると,不況の影響なうけていわゆる消極的要求争議が増加を示したこと,警職法改正反対,勤務評定反対などの特殊な要求をもつ争議が多かったことなど,三二年にくらべ大きな特色を示した。

すなわち,要求事項のうち,積極的要求件数は一,一四五件で,積極的要求と消極的要求件数との合計件数の七七%を占めたが,前年にくらべると一五四件,六ポイントの減少となっており,一方消極的要求件数は三四二件,二三%で,前年より八四件,六ポイントの増加を示した。積極的要求件数の減少は,主として春季および秋季の賃上げ争議件数が前年にくらべ少なかった結果,年間の賃金増額要求件数が対前年九三件(一八・八%)減と大幅に減少したことによるほか,臨時給与金支給,退職金制度の確立または増額,労働時間の変更などの要求件数も本年はいずれも減少したことによるものであり,また消極的要求件数の増加は,不況対策としての企業整備に伴う防衛的争議が製造業,サービス業などの産業において多く発生し,とくに解雇反対が対前年五六件(三四・六%)増となつたほか,解雇休業手当支給,賃金減額反対などの要求件数もそれぞれ大きな増加を示したことによるものである。

なお,積極または消極要求のいずれにも分類されないそれ以外の要求件数(その他の要求)は三八七件で,要求事項総数(一,八六四件)の二〇・七%と大きな比重を占めたが,これは警職法改正反対(二〇二件),勤務評定反対(四五件)など特殊な要求をもつ争議が多かったことによるものである(第四二図参照)。

第42図 主要要求事項別労働争議発生件数

第42図 主要要求事項別労働争議発生件数
(昭和33年)



資料出所 労働省「労働争議統計」

また発生争議を規模別にみると、総参加人員規模によるいわゆる争議規模では、各規模とも三二年より増加しているが、その前年に対する増加割合は中小規模争議に比して大規模争議において比較的大きくなっている。一方、これを企業の常用労働者規模による争議企業数でみると(日教組の勤務評定反対争議は除く)、各企業規模とも争議企業数は増加しているが、なかでも中企業争議の増加割合がもつとも高く、大企業争議の全企業争議中に占める比率はおおむね前年なみにとどまった。したがって本年は争議規模がやや大規模化したことが推察される。なお本年は小規模争議または小企業の組合の争議が実数では増加したにもかかわらずそれが全体の中に占める比率では前年より低下しているが、これは警職法改正反対闘争のごとき政治的闘争が主として大または中規模組合においてより多く行われたことによるものである(第一七五表、第一七六表参照)。

第175表 総参加人員規模別労働争議発生件数

第175表 総参加人員規模別労働争議発生件数 (総争議)

年	合 計	1 人～99 人	100 人～499 人	500 人～999 人	1000 人以上
	件 %	件 %	件 %	件 %	件 %
32 年	1,646(100.0)	745 (45.3)	439 (26.7)	157 (9.5)	305 (18.5)
33 年	1,788(100.0)	758 (42.4)	467 (26.1)	174 (9.7)	389 (21.8)

資料出所 労働省「労働争議統計」

第176表 企業規模別労働争議発生企業数

第176表 企業規模別労働争議発生企業数 (総争議)

年	合 計	1人～99人	100人～499人	500人～999人	1000人以上	不 明
	企業 %	企業 %	企業 %	企業 %	企業 %	企業 %
32年	2,462(100.0)	943 (38.3)	620 (25.2)	250 (10.2)	618 (25.1)	31(1.3)
33年	3,354(100.0)	1,235 (36.8)	940 (28.0)	377 (11.3)	799 (23.8)	3(0.1)

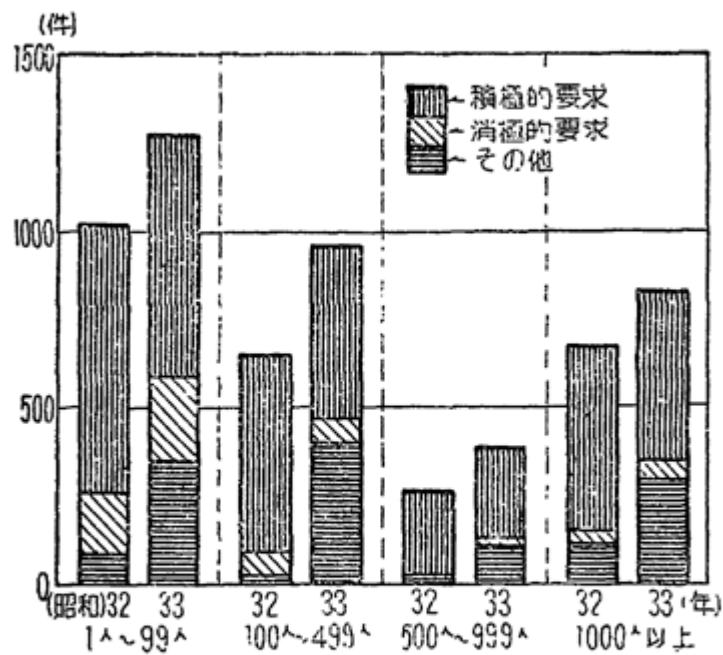
資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 33年の企業数は、所属企業が県市町村である日教組の勤務評定反対闘争の分を除いた数である

また企業規模別による争議発生状況を要求事項との関連で見ると、各規模とも前年にくらべ一般に積極的要求は減少し、消極的要求が増加しており、この傾向は、とくに小企業においていちじるしく、消極的要求が積極および消極要求合計中に占める比率は小企業において大きく増加した。また大企業においては、消極的要求が前年の約二倍の発生をみたが、これはすでにのべたごとく不況による企業整随問題が大企業においても多く表面化したことによるものである。なお小規模企業における消極的要求の増加、とくに解雇反対の増加は、不況に伴う解雇問題の増加のほか、小企業に特有の労使関係の無理解、未熟さに基因すると考えられる組合結成あるいは合同労組加入等の組合活動にからむ解雇問題で争議にいたる事例がかなり増加したことも主要因のひとつとなつている(第四三図参照)。小企業でのかかる解雇問題による争議の増加と関連して、不当労働行為の申立状況をみると、三三年中の申立件数は四四三件となつて前年より若干増加したが、そのうちの六三%は規模一〇〇人未満の小規模事業所に関するものであり、またそでの申立内容では組合結成をめぐる解雇事件に関するものがもつとも多くなつている。

第43図 企業規模および積極消極要求事項別労働争議発生企業数

第43図 企業規模および積極消極要求事項別労働争議発生企業数



資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 1) 勤評反対闘争における県市町村数を除く

2) 企業規模不明を除く

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働組合の活動

(2) 労働争議の状況

(ハ) 労働争議の解決状況

終りに三三年中に解決した争議についてその解決状況をみると、解決した件数は一、七八四件で、年間に実施された総争議件数の九五・七%となつてゐるが、これら解決争議の発生以来解決にいたる継続期間は、前年にくらべ継続一〇日以下の短期のものが減少し(解決総件数の四五・一%,対前年八・一ポイント減)、それ以上の期間にわたるもの、とくに一一～三〇日のものが大幅に増加した(同三五・〇%,七・二ポイント増)。これは比較的長期間にわたるものが多い消極的要求の争議が前年よりも増加したことのほか、すでに述べたごとく積極的要求の争議についても労使対決の深刻化により前年より長期化したものがかなりみられたことによるものであろう。またこのことは、同盟罷業または工場閉鎖による作業停止継続日数についても同様にいいうる傾向であつた。しかし、これを企業規模別にみると、小企業の争議は激発的に実力行使に入ることが多いため、大企業に比して争議継続期間では短期間のものが多かつたにかかわらず作業停止継続日数では比較的長期にわたつたものが多く、このような小企業争議特有の傾向は従前同様とくに変化はみられなかつた(第一七七表,第一七八表参照)。

第177表 年および継続期間別労働争議解決件数

第177表 年および継続期間別労働争議解決件数 (総争議)

年	合 計	10日以下	11日～20日	21日～30日	31日以上
	件 %	件 %	件 %	件 %	件 %
29年	1,191 (100.0)	532 (44.7)	229 (19.2)	119 (10.0)	311 (26.1)
30年	1,297 (100.0)	666 (51.3)	237 (18.3)	123 (9.5)	271 (20.9)
31年	1,297 (100.0)	669 (51.6)	263 (20.3)	121 (9.3)	244 (18.8)
32年	1,603 (100.0)	853 (53.2)	325 (20.3)	120 (7.5)	305 (19.0)
33年	1,784 (100.0)	805 (45.1)	419 (23.5)	206 (11.5)	354 (19.8)

資料出所 労働省「労働争議統計」

第178表 年および作業停止日数別作業停止労働争議解決件数

第178表 年および作業停止日数別作業停止労働争議解決件数

年	合 計	10日以下	11日～20日	21日～30日	31日以上
	件 %	件 %	件 %	件 %	件 %
29年	620 (100.0)	507 (81.8)	60 (9.7)	27 (4.3)	26 (4.2)
30年	644 (100.0)	545 (84.6)	47 (7.3)	22 (3.4)	30 (4.7)
31年	632 (100.0)	529 (83.7)	49 (7.8)	21 (3.3)	33 (5.2)
32年	813 (100.0)	703 (86.5)	57 (7.0)	21 (2.6)	32 (3.9)
33年	886 (100.0)	739 (83.4)	71 (8.0)	28 (3.2)	48 (5.4)

資料出所 労働省「労働争議統計」

第179表 解決方法別労働争議解決件数

第179表 解決方法別労働争議解決件数 (総争議)

年	合 計	当事者直接交渉	労働委員会	そ の 他
	件 %	件 %	件 %	件 %
29 年	1,191 (100.0)	621 (52.2)	409 (34.3)	161 (13.5)
30 年	1,297 (100.0)	637 (50.7)	495 (38.2)	145 (11.1)
31 年	1,297 (100.0)	740 (57.1)	444 (34.2)	113 (8.7)
32 年	1,603 (100.0)	951 (59.3)	503 (31.4)	149 (9.3)
33 年	1,784 (100.0)	1,032 (57.8)	443 (24.8)	309 (17.2)

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 解決方法は、解決時でとらえているため、労働委員会が関与したものでも解決時において当事者直接交渉になった場合は「当事者直接交渉」に含まれる

争議の解一決結果は、労使の妥協で終つたものがもつとも多く(解決総件数の七七・四%),ついで要求不貫徹(同八・四四%),要求貫徹(同三・六%)となつてゐるが、前年にくらべ貫徹の件数、比率はともに減少(解決総件数中に占める比率では二・二ポイント減)した反面、不貫徹のそれが増加(同じく二・二ポイント増)を示している。また解決方法は、労使当事者の直接交渉によるものが従前同様もつとも多く(解決総件数の五七・八%),労働委員会の調整によるもの(同二四・八%)がこれについており、この労働委員会の調整による解決は件数、比率ともに従来より減少傾向を示した(第一七九表参照)。

なお、本年は解決結果では貫徹または妥協のいずれにも該当しないもの、解決方法では当事者直接交渉あるいは第三者の調整のいずれにもよらない自然消滅の解決争議がかなりの数に達しているが、これは警職法改正反対闘争のごとき政治的闘争が多かつたことによるものである。